

中国地方広域連合調査特別委員会資料

(平成24年10月11日)

■中国地方における広域連合設立に向けた検討について

- 中国地方における広域連合設立に向けた検討 1 ページ
- 国の出先機関改革に係る最近の動き 2 ページ
- 中国地方各県議会への説明状況 3 ページ
- 鳥取県における市町村等への説明の状況 4 ページ
- 近畿市長会・近畿府県町村会長会との意見交換の概要〔関西広域連合〕 5 ページ

企 画 部

中国地方における広域連合設立に向けた検討

企画部

今後の取組

- ①10月16日開催の中四国サミット（於・香川県高松市）において、地方環境事務所の移管も含め、国出先機関の地方移管について意見交換を行う予定。また、11月開催の中国地方知事会議（於・岡山県岡山市）において、地方環境事務所の移管も含めた国出先機関の地方移管、持ち寄り事務の拡大等について意見交換を行う予定。
- ②今後、国出先機関の受入れに係る検討・準備については、県議会のほか、市町村、県民などの理解を十分に得て進める。

〈参考〉これまでの経緯

- ①平成24年6月1日の中国地方知事会議（於・山口県岩国市）において、政府が進める国出先機関の地方移管の受け皿となる中国地方における広域連合設立に向けた検討を進めることについて合意した。

【広域連合設立のねらい】

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

- ②中国5県の6月議会において、それぞれ各県議会に対して合意内容の説明を行い、合意内容に対して概ね異論はなかった。
- ③7月19日の中国地方知事会「特定広域連合に係る懇談会」（於・香川県高松市）において、5県知事（山口県は知事選のため副知事参加）が意見交換を行い、
 - ・国に対して意思表示を行うこと
 - ・持ち寄り事務は、合意済みの2分野（広域防災、広域医療〔ドクターヘリの運航調整〕）に加え、他の分野（広域観光、広域産業振興、中山間地域振興など）についても検討を行うこととした。
- ④事務ベースにおいて、先進的取組を行っている関西広域連合の現地調査（本部事務局〔8/28〕、広域防災局〔7/25〕）、四国知事会の現地調査（香川県〔8/24〕）を行った。また、持ち寄り事務の拡大、広域連合検討会への政令市参加等について意見交換・議論を行っているところである。
- ⑤8月7日、石井中国地方知事会長（岡山県知事）をはじめ中国5県で後藤内閣府副大臣に対し、共同声明「国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について」等を提出し、中国地方知事会としての意思表示（手挙げ）を行った。

【後藤副大臣の発言】

- ・基本的には、共同声明に記載された方向で進めていく。
- ・しかし、特に大規模災害時について市町村が懸念を示している。市町村に対しては、丁寧な説明が必要である。県からもよく説明していただきたい。
- ・民主党内においてもいろいろな意見がある。
- ・人員や財源については、年内に取りまとめ・整理をしたい。
- ・今後開催される「アクション・プラン」推進委員会には、中国地方知事会にも出席していただく。

国の出先機関改革に係る最近の動き

1 特例法案関連

○国出先機関の地方移管に係る特例法案「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、平成 24 年通常国会への提出に至らなかった。(閣議決定も行われていない。)

6 月 8 日 政府の第 9 回「アクション・プラン」推進委員会
→ 特例法案の概要等を提示。

6 月 12 日 民主党地域主権調査会・海江田会長から前原民主党政調会長へ中間報告

6 月 18 日 全国市長会が「国の出先機関に関する意見」を政府へ提出
→ 政府においては、拙速に進めることなく、基礎自治体の意見に真摯に耳を傾け、さらに十分な検討を重ねるよう強く要請。

7 月 25 日 民主党地域主権調査会の議論再開 (全国市長会・森会長からヒアリング)

8 月 8 日 民主党地域主権調査会・海江田会長から川端総務大臣に対して申入れ

- 政府には、「アクション・プラン」の実現に向けて、市町村の理解が得られるよう、さらなる努力をお願いしたい。
- 地域主権改革を進めるためには、出先機関の権限を地方に移譲することは不可欠であり、この法案はそのための大きな一里塚というのがわれわれの一致した思い。
- 地域主権調査会での検討等の結果、論点は次のとおり。
 - ①理念
 - ②災害時の万全な対応のあり方
 - ③市町村の意見反映の仕組み
 - ④移譲対象となる事務・権限の全体像
 - ⑤具体的な財源措置のあり方
 - ⑥国の関与のあり方

8 月 30 日 国と地方の協議の場

→ 川端総務大臣が「できるだけ早い時期に法案が提出できるよう最大限の努力をしてまいりたい」と発言したのに対し、全国市長会・森会長が「国と地方のあり方を真剣に考える中でいろいろな意見がある。よく私どもの言い分を聞いていただきたい」と発言。

9 月 8 日 法案未提出のまま、通常国会閉会

○今後、政府及び民主党が、全国市長会等と調整を行われる方針。

2 その他

○政府は地域主権改革の一層の推進に向けて、「地域主権推進大綱」を策定する方針。
(8 月 28 日、閣僚懇談会において、川端総務相が関係閣僚へ協力を依頼。)

中国地方各県議会への説明状況

6月1日中国地方知事会の合意内容について各県議会へ説明を行い、合意内容に対して概ね異論はなかった。

県名	担当委員会	説明状況
島根県	○地方分権・行財政改革特別委員会（既設） 〔常任委員会〕 ・総務	○6月に特別委員会、常任委員会へ説明を行った。 ○三位一体改革の二の舞にならないようにとの指摘があった。
岡山県	○行財政改革・夢づくり等特別委員会（既設） 〔常任委員会〕 ・総務 ・産業労働警察 ・環境文化保健福祉	○6月に特別委員会、常任委員会へ説明を行った。 ○議会への情報提供をしっかりとしてほしいとの意見があった。
広島県	○行政刷新・分権改革推進特別委員会（既設） 〔常任委員会〕 ・総務	○特別委員会は5月下旬に一度説明。6月に委員が入れ替わり、8月23日に再度説明を行った。 ○常任委員会、各会派へも適宜説明を行っている。 ○市町の意見をよく聞いて進めるべき、なぜ広域連合なのか、などの意見があった。
山口県	〔常任委員会〕 ・総務政策	○6月に常任委員会へ説明を行った。 （閉会中は適宜文書で情報提供を行っている。） ○国出先機関移譲の効果について質問があった。
鳥取県	○中国地方広域連合調査特別委員会（6/25設置） 〔常任委員会〕 ・企画県土警察	○全員協議会（6/11）で説明したほか、これまで2回（7/3、8/20）、特別委員会へ説明を行った。 ○常任委員会へも適宜状況を報告している。

鳥取県における市町村等への説明の状況

中国地方広域連合設立に向けた検討状況について県内市町村、商工団体へ説明を行った。検討を進めるに当たって留意してほしい事項などに係る意見があったが、概ね異論はなかった。

1 市町村

- 6月20日 市長会事務局及び町村会事務局に説明
- 6月26日 町村会の副町長研修会で、副町長等に説明
- 7月2日 町村会役員会で説明
- 7月3日 4市（竹内鳥取市長ほか）に説明
- 7月10日 県・市町村行政懇談会（中部ブロック）で知事と市町長とが意見交換
- 7月27日 県・市町村行政懇談会（東部ブロック）で知事と市町長とが意見交換
- 8月28日 県・市町村行政懇談会（西部ブロック）で知事と市町村長とが意見交換

〈主な意見等〉

- ・市町村の意見を十分聞いてほしい。
- ・国から権限移譲を受ける際、広域連合まで留めず、さらに県又は市町村に移譲する方がよいものもあるのではないか。
- ・広域連合における意思決定ルールをしっかりと構築することが必要である。
- ・財源の保障は大丈夫か。
- ・検討している広域連合と道州制との関係はどうか。
- ・地方整備局の地方移管については、災害対応等の観点から全国で慎重な意見が多いので慎重に対応していただきたい。 など

2 商工団体

- 7月30日 鳥取県商工会議所連合会と意見交換
- 8月22日 鳥取県商工会連合会と意見交換
- 8月22日 鳥取県中小企業団体中央会と意見交換

〈主な意見等〉

- ・広域連合ができる前と後とで、どう変わるのか？。
- ・県庁と広域連合の両方に説明しないとイケないという事態がいちばん困る。屋上屋を重ねるだけではメリットがない。移譲により、業務がスピード化（地方で処理）され、コスト削減につながることを期待。
- ・現在も岡山、広島と会員同士の連携を行っており、広域連合化のメリットはある。
- ・広域連合ができれば、連合単位で人材育成ができる。
- ・移譲対象に農政局を加えてもらえると、6次産業化や農地転用などでメリットがある。 など

近畿市長会・近畿府県町村会長会との意見交換会の概要

平成 24 年 9 月
関西広域連合本部事務局

- | | |
|------|----------------------------------|
| ■日 時 | 平成 24 年 9 月 17 日(月・祝)13:30～15:30 |
| ■場 所 | リーガロイヤルNCB 2F 淀の間 |
| ■出席者 | 別添名簿のとおり |
| ■議 題 | 関西広域連合における国出先機関対策について |

◇井戸連合長(あいさつ)

- 国出先機関の移管で国の責任がなくなるとの懸念の声があるが、今回の特例法案では、予算の箇所付けや防災対応の最終責任は大臣権限のまま、広域連合には出先機関の権限が来るのみであり、国は国として、大臣としての責任は残ると理解いただきたい。

◇嘉田委員長(資料説明等)

- 今までのように、ある意味全て国におんぶに抱っこという訳にはいかなくなっており、地方分権待ったなしの状態である。これまでの国から府県、府県から市町村への分権の流れの一環で、府県で受けきれないものを関西広域連合で受けていこうという取り組みであることを理解いただきたい。
- 平成 22 年の閣議決定から約2年間議論して法案が作成された。歴史上画期的なこと。同じ地方公共団体である市町村と府県が結束して、法案の早期国会提出・成立を目指していきたい。

◇市町村長の意見等

道州制関連

- きちんとした財源の裏付けとともに権限を与えていただくのが分権。将来像が見えないまま、機能だけ移管して誰がどう責任を取るのか。本来は財源を集めたところが責任を持って社会資本整備を行う仕組みがあってこそ地域の自主性・主体性でまちづくりが進むもの。
- 丸ごと移管で連合は何を目指すのか。道州制を目指すなどはっきりした目標があって、そのためのロードマップを示していただくことが必要。今の状況を見ると、3階建が4階建になるだけと思っている市町村長も多いと思う。
- 全国町村会は道州制に危機感を持っている。国出先機関移管が道州制のスタートではないということを十分認識していただきたい。

(→井戸連合長)

- 広域連合は道州制に転化するものではない。府県を越える課題に対応するための地方公共団体である。
- 本来、国の事務の整理をして分権を図るのが筋だが、過去60年糸口すらつかめない。国出先機関の原則廃止を民主党政権がマニフェストとして出したということで、それを手掛かりにして分権を図っていくということ。
- 国出先機関を含めると、今でも4階であり、地方がやれば、望ましい形の4階建になると思う。
- 道州制は別の議論。広域連合が機能を発揮するところを見せられれば、道州制は不要となる可能性もある。

執行体制・行政改革関連

- 連合長が決定権をもち、他の委員は意見を言うだけの執行体制は、あまりにも独裁的ではないか。

- 政令市が4つも入っており、大都市連合ではないか。なぜ市町村は入れないのか。
- 市町村は徹底的に行政改革を実施してきた。広域連合も移管で終わりではなく、行政改革も必要。市町村がどうなるかの話もない。将来的には、府県の壁を取ってもらうのが広域連合のあるべき姿として望むが、今の形では不十分。

(→井戸連合長)

- 執行体制は、特例法案では理事会制の採用は認められていない。関西広域連合では、規約で委員会をつくり合議制で進めている。また、分権的な組織のあり方を確保し、組織の肥大化を避けるため、分野担当委員として知事がそれぞれ責任を分かち合い各県の組織も活用した体制としている。
- 政令市は府県事務を実施しているという立場で参加しており、大きいから入っているというわけではない。
- 出先機関改革は、現行制度の中で枠組みを変えずに、1歩でも前進するため現実的に取り組んでいる。
- 直轄事業の箇所付け権限は、我々の手に入らないが、我々が具体的に協議をして、事業計画を定める際に希望を述べる機会が制度的に担保されることは非常に大きなことだと評価したい。
- 道州制を目指すか、あるいは基礎自治体の機能をどのように考えるかは、3つの出先機関移管の議論の中ではなく、もっと基本的な自治組織のあり方論として皆さんと議論したい。
- 連合の執行の効率化は当然考える。将来的には、事務権限を府県や市町村に移していくかどうか議論になると考えている。

連合議会関連

- 地方整備局だけで約1兆円の予算だが、これは全て連合予算になるのか。また、この予算に対する民意の反映を連合議会を通じて行えるのか。
- これまで国が全体のバランスを保ち田舎にも配分してきたが、広域連合で府県選出の議員数が異なる中で、本当に公平性が担保できるか不安である。

(→井戸連合長)

- 予算については、丸ごと移管すれば、そのままの規模で移管される。
- それに伴い、連合議会の機能強化も必要になると考えるが、既に議員数の増員と割り振りについて検討に着手されている。

協議の場関連

- 協議の場は聞き置く場で、意見反映の担保はない。どの程度の権限が与えられるか決まっていないのか。

(→井戸連合長)

- 国と地方の協議の場は、社会保障と税の一体改革などで調整の場として機能している。協議の場は、拒否権を主張したり、形式的な権限をぶつけ合う場ではない。実質的な合意をする場として活用するものと考えている。

災害対応関連

- 地方整備局がなくなることへの不安は大きい。(広域連合に移管されても)災害対応は平生からの地域との絆がなければ対応できない。
- 本県では、南海地震の対応、高速道路の建設など個別の課題がある。地方整備局などから各地の課題に対して解決策を示していただかないと、各市町村長としては納得できない。
- 南海トラフなどは四国との関係もある。また、災害時は気象庁が大きな発信源になるが、3機関の移管でいいのか、また他の機関との連携はどうなるのかについて疑問をもっている。

- 災害時に連合長が指揮命令するというが、事務量が膨大になるなど公平に処理できないのではないかと。

(→井戸連合長)

- 高速道路などの個別課題についても、移管されれば皆さんと一緒にもっと必要性を主張することができる。
- 関西広域連合では、防災計画をつくり、国、連合、府県、市町村それぞれの役割分担を明示した。府県を越えた広域連合であるからこそ、そのような調整ができると考えている。
- 指揮命令については、連合長としての職責はもちろん果たすが、どうしても県知事に専念せざるを得ないとすれば別の委員にお願いすることも十分考えられる。そういう機動力を発揮できる組織になっている。

人員・財源関連

- 公務員の身分や、仕事の内容や権限などがどうなるのか不安である。まだ国と詰めなければならぬことが多くなる中で、どのように進んでいくのか。

(→井戸連合長)

- 丸ごと移管は、文字どおり、人も財源も権限も全ての移管するもの。平たく言うと、整備局の看板を連合に掛け替えるもの。しかし、移管することにより、議会が関与して民意が反映できる。また府県や市町村との連携もとりやすくなる。
- 職員は地方公務員となるが、連合長を補佐する整備局長のようなポストには国から人事交流などで来てもらうなど、地方行政になじむまで、少し時間をかけてやっていかざるを得ないと考えている。
- 一番心配しているのはお金の問題。国には、もっと法律に細かく財源を担保する規定を置き、従前規模の額は保証してほしいと言っている。権限だけ来ても仕事はやれないので、財源はきちんと確保していく必要がある。
- 具体的な事務は政令で定めることになり、今後、仕分けをすることになるが、少なくとも国の出先機関が残ることがないように強く要請したい。

他の国出先機関関連

- 農政局は、農地法などいろいろな権限をもっており、地方に移譲して欲しいが、農政局の今後の移管の見通し等はどうか。
- 地方整備局の移管がクローズアップされているが、内政に係る国出先機関はほかにもあり、それら一括の移管が理想である。関西広域連合の今の時点での出先機関改革の完成形はどのようなものか。

(→井戸連合長)

- 農政局を後回しにしたのは戦略。地方整備局と2方面を同時に戦うのは大変。農政局の移管ができれば、都道府県と調整しながら総合的な農業政策ができると考えている。
- 出先機関改革の完成形は、内政に係る各省の出先機関を全て移管すること。本省の事務はないが、出先の事務だけでも現実機能としては大きい。最終形が視野に入ってきたら、今後、税源移譲の形の検討、議会のあり方、また連合長は直接公選すべきという議論も出てくると思う。

奈良県関連

- 資料では、合理的な理由があれば奈良県が入っていないかのような記述になっている。奈良県を外す合理的な理由などない。積極的に入れというべき立場でないのか。
- 3月の意見交換会に、奈良県が入らなくても良いこと(移管は可能)について法制局に確認せよといったがどうなったか。

(→井戸連合長)

- 資料では、どうしても入らないという場合のことを特例法案に書いてある、それをそのまま書いているだけ。
- 荒井知事には、関西広域連合で広域課題の取り組みを的確に行っているところを見ていただいて、評価を変えていただきたいと思っており、そのために努力を続けたい。
- 荒井知事に部分参加でもいいので参加してもらえるように働きかける。皆さんからも奈良に働きかけをしてほしい。

その他

- 市民の暮らしを守っているのは市町村だという視点を、広域連合にも取り入れていっていただきたい。
- 本日の会議で意見交換をやったというアリバイづくりされては困る。
- 大飯原発についての意見表明は、広域連合がまるで関西の意見を代表しているような印象を与え、しかも意見を途中でひっくり返したりしているが、そのあたりの責任をどう考えているのか。
- 中国プロモーションについては、要人には会えなかったが、この責任をどうとるのか。
- 瀬戸内海など関西周辺地域の連携では、あまり関わりのない各府県も出てくるので、連合ではなく連携でやったほうが良いと思う。

(→井戸連合長)

- 大飯原発については、電力問題は関西全体の課題であり、我々の指摘に政府は真摯に対応された。それを踏まえ、関西広域連合として意見表明した。
- 中国訪問は、北京以外では名は言えないが要人も会えた。民間企業へプロモーションも大成功だった。
- 瀬戸内海など広域連合よりさらに広域の案件は、関西広域連合として関係府県と連携することになると思う。

◇まとめ

(嘉田委員長)

- 国出先移管は、住民の命と財産を預かる基礎自治体が力をもっと発揮していただくため、黒子として提案しているもの。
- 関西は今まで府県一つ一つと言われていたが、一つ一つの個性を活かしながら広域連合として相互補完の関係を一層強めることが必要。そのためには約200の基礎自治体と府県、そして広域連合が一体となって日本を引っ張っていけるような、そういう新しい制度改革ができればと思っている。

(井戸連合長)

- 意見交換の場をアリバイづくりに使うなというご指摘は十分認識している。要は理解を深めながら、分権に対する一歩を踏み出すかという議論であったと思う。
- 奈良県の加入については、今一度激励を受けたと承知させていただいたので、荒井知事には時機を見てきちんと話をしたいと思っている。

近畿市長会・近畿府県町村会会長会との意見交換会
出席者名簿

(関西広域連合)

井戸 敏三 連会長
嘉田 由紀子 国出先機関対策委員会委員長

(近畿市長会) ※近畿市長会の役員等を対象

会 長	大阪府交野市	中田 仁公	市長
副会長	兵庫県加古川市	樽本 庄一	市長
理 事	京都府木津川市	河井 規子	市長
理 事	大阪府泉大津市	神谷 昇	市長
理 事	奈良県御所市	東川 裕	市長
理 事	兵庫県芦屋市	山中 健	市長
監 事	大阪府池田市	小南 修身	市長
	滋賀県彦根市	獅山 向洋	市長

(近畿府県町村会会長会) ※各府県町村会の会長・副会長を対象

滋賀県町村会会長	愛荘町	村西 俊雄	町長
滋賀県町村会副会長	日野町	藤澤 直広	町長
大阪府町村長会副会長	千早赤阪村	松本 昌親	村長
大阪府町村長会副会長	忠岡町	和田 吉衛	町長
兵庫県町村会会長	多可町	戸田 善規	町長
兵庫県町村会副会長	佐用町	庵谷 典章	町長
奈良県町村会会長	斑鳩町	小城 利重	町長
和歌山県町村会副会長	上富田町	小出 隆道	町長
和歌山県町村会副会長	紀美野町	寺本 光嘉	町長